

生成 AI 活用型 DX 推進業務改善支援事業業務委託基本仕様書

1. 委託業務名

生成 AI 活用型 DX 推進業務改善支援事業

2. 事業目的

本市において事業者を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えており、日常生活のあらゆる面でデジタル化が進展し顧客や社会のニーズ、市場環境が大きく変化している。また、人口減少等による労働力不足等の課題が深刻化するなか、市内中小企業が事業活動を継続、拡大していくためには、デジタル技術を活用した事業活動の一層の効率化、業務改善による働きやすい職場環境づくりが不可欠となっている。

本事業においては、デジタルを活用したビジネス変革の推進を図るため、生成 AI 技術を活用し、より効率的な経営の可視化、DX の必要性を理解し、課題把握や戦略・推進体制整備に向けた推進計画策定と実行、事業活動への生成 AI 技術の活用手法の取得などを支援する専門家を派遣する。市内中小企業に対し生成 AI 技術の活用による DX 推進を支援することで、デジタルを活用したビジネス変革、業務改善による働きやすい職場環境整備を促進し、特に若年者雇用の確保、競争力強化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日(金)

4. 実施主体

事業の実施主体は鹿角工業振興会とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

5. 業務履行場所

鹿角市内において、受託者が企画提案書において提案した内容を基本とする。

6. 委託金額(上限額)

4,650,000 円

7. 事業内容(仕様)

本事業の実施に関し、以下の(1)から(9)を行う。

(1)支援企業の募集活動

本事業における伴走型支援企業は 2 社以上とする。

支援企業の募集に際しては、鹿角工業振興会、鹿角市、商工会等と連携して募集活動を実施すること。

- ・募集要項に、生成 AI 技術の活用による DX 推進に関する内容を明記すること。
- ・生成 AI 技術の活用、DX 推進による業務効率化等に意欲的な企業を積極的に募集すること。
- ・全国の中小企業等での事業成果・事例を活用し、具体的な効果を示したうえで企業の参加意欲を高めること。

(2)生成 AI 活用 DX 推進セミナーの実施

生成 AI 技術の活用に関する基礎知識や DX による業務改善の動機付けを目的として、中小企業における導入事例、活用方法などをテーマとしたセミナーを実施すること。実施回数は 3 回程度(基礎編・実践編・応用編)を基本とする。

①セミナーの実施内容

【第1回:基礎編】

生成 AI の社会的背景、最新動向、基本知識及び多様な業務活用事例を解説し、参加企業の関心・理解を促進する。

【第2回:実践編】

生成 AI ツールの実演・ハンズオン体験を行い、自社業務への活用イメージを具体化させる。参加者が実際にツールを操作する体験型の内容とすること。

【第3回:応用編】

参加企業の業種・課題に合わせた応用事例の紹介と、課題解決に向けたアイデア創出ワークショップを実施する。実施要否・内容については進捗状況に応じて柔軟に対応すること。

②実施上の留意事項

- ・セミナーは対面形式、オンラインいずれの形式での開催も可能とする。
- ・参加費は原則無料とする。
- ・セミナーの開催回数、内容、開催方法等については、受託者が企画提案書において提案すること。
- ・参加対象は原則鹿角市内の中小企業経営者及び担当者とし、広く参加を促すこと。
- ・各セミナー終了後に参加者アンケートを実施し、次回以降の内容改善に活用すること。

(3)生成 AI 推進協議会の運営

市内企業等が生成 AI 技術に関する最新情報や活用方法に継続的に触れ、社内業務における AI 活用の定着を図ることを目的に「生成 AI 推進協議会(仮称)」を設置、運営すること。

①協議会の開催

- ・年間 6 回以上の開催(1回あたり2~3時間程度)を基本とする。
- ・参加対象は原則、鹿角市内の企業(経営者・社員)及び関係者、一般市民とする。
- ・オンライン参加を認め、対面・オンライン併用(ハイブリッド)形式での開催も可能とする。

②協議会の内容

- ・生成 AI 技術・DX に関する最新情報・活用方法のレクチャー及び情報共有。
- ・参加企業・参加者による社内 AI 活用事例の発表・共有。
- ・参加者相互の意見交換・ネットワーキング。
- ・伴走支援企業の取組状況の共有(個人情報・機密情報に十分配慮した上で)。

③オンライン相談窓口の設置

- ・LINE その他のコミュニケーションツールを活用し、市内企業・市民が随時 AI 活用に関する相談を行える窓口を設置・運営すること。
- ・相談受付・回答の体制、運用方法、対応件数の目標等を企画提案書において提案すること。
- ・協議会開催時以外も、相談対応を継続的に実施すること。

(4)生成 AI 技術の活用、DX 推進による業務改善に向けた伴走支援の実施

伴走支援は原則 1 回/月とするが、支援企業における業務改善の実現に繋がるよう、支援企業の都合や時節を考慮した上で、直接面談やオンラインなどによる実施する。

また、DX は時代の変化に対応して活動を見直し、継続していくことが重要であることから、本事業期間終了時には、事業終了後も支援企業が自立的に DX 推進活動を実行できる環境を整備することを目的とし、以下の①から⑥までを終了させること。

①経営ビジョン・目標の設定と合意形成

- ・支援企業の経営者の経営ビジョンを確認するとともに、ビジョン達成に向けた合意形成を行うこと。
- ・生成 AI 技術活用により達成できる、具体的な目標についても検討すること。
- ・生成 AI 技術を活用した業務プロセス改善や新規事業創出など、具体的な目標設定を支援すること。

②詳細な現状把握・課題分析

- ・経営層と現場担当者それぞれへのインタビューを行い、視点の異なる課題・要望を収集すること。
- ・対象業務の開始から終了までの流れをヒアリングし、業務フローチャート等で可視化すること。
- ・現在使用している IT システム・管理データの種類・形式を調査・整理すること。
- ・表面的な問題の根本原因を分析し、インパクトと実現性の観点から課題の優先順位を付けること。
- ・分析結果を基に、取り組むべき核心的な課題を支援企業と共に明確な言葉で定義すること。

③DX 実行計画の策定

- ・優先課題を解決しうる生成 AI ツールや DX 手法を調査し、複数案を提示すること。
- ・導入後の成果を客観的に評価するための具体的な数値目標(KPI)を企業と共に設定すること。
- ・プロジェクト完了までの詳細なマイルストーン、役割分担、スケジュールを含む実行計画書を策定すること。
- ・DX 実行計画の内容を支援企業が自立的に実施するため、社内の体制構築(責任者・担当者の選定等)を支援すること。
- ・作成した DX 実行計画書は、鹿角工業振興会・鹿角市へも提出・共有すること。

④テスト導入(PoC)の設計・実施支援

- ・限定的な範囲でツール・手法を試用する計画(PoC 計画)を設計し、スムーズな実施をサポートすること。
- ・独自の業務改善ツールが必要な場合、簡易的な試作品(プロトタイプ)の開発を技術的に支援すること。
- ・試用した現場担当者からのフィードバックを体系的に収集・分析し、改善点を明確化すること。
- ・分析結果に基づき、ツールの設定変更・業務フローの見直し等の具体的な改善策を提案すること。

⑤内製化ツールの共同開発・自走化支援

- ・生成 AI を活用した内製化ツールのアウトプットを支援企業の担当者と共同で作成・整備すること。
- ・担当者が事業終了後もツールの運用・修正を自社で実施できるよう、操作指導及びノウハウの移転を行うこと。
- ・社内で DX 推進を主導できる担当者(DX 推進リーダー)の育成を支援すること。
- ・自走できる体制・仕組みの構築まで伴走し、事業終了後の継続的な活動を確保すること。

⑥必要なデジタル技術・ツールのマッチング

- ・実行計画の効率的な実行に必要と思われるデジタル技術及びツール、生成 AI ツールを紹介するとともに、必要に応じてツール提供者(ベンダー等)とのマッチング支援を行うこと。

- ・デジタル技術及びツールの導入に際して、秋田県・鹿角市及び関連団体等が実施している補助金等の活用についてもアドバイスすること。
- ・最新のツール・サービスに関する情報を提供し、課題解決に最適な選定を支援すること。

(5) 取組事例報告書作成業務

伴走支援業務で支援を行った企業の取組みやその変化・効果などについて、取組事例として支援企業 1 社当たり 1 件以上の事例報告書を作成すること。報告書の内容は DX に未着手の企業を含めた市内企業の DX 促進の機運醸成に向けて、その効果がより伝わるような内容とすること。

- ・生成 AI 技術活用による効果を具体的に記載すること。
- ・業務効率向上、コスト削減、売上増加などの定量的な効果を可能な限り示すこと。
- ・個人情報・機密情報に十分配慮したうえで、他社が参考にできる汎用的な事例報告書として、企画・作成すること。

(6) 成果報告会の開催

本事業で得られた成果・知見を広く市内企業及び関係者等と共有するため、事業期間内に成果報告会を開催すること。

- ・伴走支援企業による取組発表及び事例報告書を活用した成果の共有を行うこと。
- ・地域全体の DX リテラシー向上と、今後の DX 推進への意欲喚起につながる内容とすること。
- ・報告会の開催時期は、鹿角工業振興会と協議のうえ決定すること。
- ・開催形式(対面・オンライン・ハイブリット)、プログラム内容等は企画提案書において提案すること。

(7) 定期報告

本事業における定期報告として、鹿角工業振興会、鹿角市及び事業関係者と毎月 1 回ミーティング等を実施し、議事録を作成・提出すること。

(8) その他、本事業に必要な一切の業務

本事業の遂行にあたり、本振興会と協議の上、実施すること。

(9) 実施報告書の作成と提出

本事業にて実施した内容を実施報告書としてまとめ、その電子データ一式を以下に定める期日までに本振興会へ提出すること。

提出期限: 令和 9 年 3 月 12 日(金)

8. 業務実施にあたっての留意事項

受託者は本事業の実施にあたり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は本事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託者の指示に従って業務を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたって収集し、知りえた企業等の情報等の一切の事項について、本業務の委託期間及び委託期間後において、外部に漏えいがないようにするとともに、本事業を履行するため

以外に使用しないこと。

- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権は、本振興会に帰属するものとし、本振興会は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は本振興会に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを本振興会に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ本振興会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、本振興会と受託者で協議し決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、本振興会及び鹿角市の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。
- (10) 相談者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき本振興会が判断した場合には、本振興会の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。